

○酒田市食育・地産地消推進委員会 食育優良活動表彰応募要領

(令和5年4月1日)

(目的)

第1 食育を推進するためには、農林漁業、食品製造・販売等その他の事業活動、教育活動又はボランティア活動を通じて、食育に取り組む者による取組が市内で幅広く行われることが重要である。

このため、市内で食育に取り組む者を対象として、その功績を称えるとともに、その取組内容を広く市民に周知し、優れた取組が市内に展開していくことを目的として表彰を行う。

(実施主体)

第2 表彰は、酒田市食育・地産地消推進委員会(以下「委員会」という。)が主催する。

(表彰の対象者)

第3 表彰は、市内で食育を推進する活動に取り組み、市内に本社、事業所又は住所を置く個人又は団体を対象とする。

(表彰の対象活動)

第4 表彰は、次に掲げる活動のいずれかに該当するものであって、概ね2年以上の期間(新たな活動であって、短期間で波及効果が期待されるものにあつては、1年を超える期間)にわたり行われているものを対象として行う。

(1)若い世代の食を見直し、生涯健康に食を楽しむことを推進する活動

(2)地域の食文化や伝統を学び、次世代に伝える活動

(3)地元の食材に関心を持ち、誇りにすることにつながる活動

(4)その他食育を推進する活動

(表彰の応募)

第5 応募は自薦・他薦は問わないものとし、推薦の手続きについては、委員会の長(以下、「委員長」という。)が別に定める。

(審査委員会)

第6 委員長は、別表第1に掲げる団体の委員会の委員で構成される審査委員会を開催する。

2 審査委員会の委員(以下、「審査委員」という。)は、委員長が委嘱することとし、審査委員会の長は、審査委員の互選により選任する。

3 審査委員は事務局が取りまとめた応募書類及び添付書類について、別表第2の審査基準に基づき、厳正な審査を行う。

4 審査委員が審査の対象となる者と利益相反の関係にある場合、該当する審査委員は、当該案件の採点行為から除く。

(受賞者の決定)

第7 受賞者は、審査委員会で決定する。

(表彰者)

第8 表彰は、委員長が行う。

(表彰の件数)

第9 優れた取組に優良活動賞2点以内を授与する。

(表彰の方法等)

第10 表彰は、表彰状に副賞を添えて行う。表彰の時期は、委員長が別に定める。

(庶務)

第11 この表彰に係る庶務は酒田市食育・地産地消推進委員会 食育優良活動表彰運営事務局(以下、「事務局」という。)が行い、事務局は酒田市農林水産部農政課に置く。

(その他)

第12 この要領に定めのない事項で、表彰の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この応募要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第6の1関係)

| | 所属団体名 |
|---|--------------------|
| 1 | 東北公益文科大学 |
| 2 | 酒田市小学校長会 |
| 3 | 酒田市食生活改善推進協議会 |
| 4 | 庄内みどり農業協同組合 |
| 5 | 酒田市袖浦農業協同組合 |
| 6 | 山形県漁業協同組合 |
| 7 | すくすくあぐりネット |
| 8 | 酒田市グリーン・ツーリズム推進協議会 |
| 9 | 酒田市農林水産部 |

別表第2(第6の3関係)

審査基準

| 審査項目 | | 審査の視点 |
|------|--------------------------------|---|
| 創造性 | 他の模範となる、創意工夫に富んだ活動であること。 | 取り組みの内容やプロセスが創意工夫に富んでおり、他の参考となるか。 |
| 継続性 | 計画的に実施される活動であって、継続性が見込まれるもの。 | 今後の取組について具体的な計画があり、継続する見通しがあるか。 |
| 有効性 | 活動の対象者の年代やライフステージ等に応じた活動であること。 | 年代やライフステージ等に応じた対象者の食育への関心が高まる活動内容であるか。 |
| 波及性 | 波及効果が大きいと見込まれる活動であること。 | 広く情報発信等を行うなど、開かれた活動であるか。 |
| 実践性 | 対象者の行動につながる実践的な活動であること。 | <p>活動のテーマが(1)～(4)のいずれか又は複数に該当し、対象者が食育を意識し行動する契機になり得るものであるか。</p> <p>(1)若い世代の食を見直し、生涯健康に食を楽しむことを推進する活動 (2)地域の食文化や伝統を学び、次世代に伝える活動 (3)地元の食材に関心を持ち、誇りにすることにつながる活動 (4)その他食育を推進する活動</p> |